

信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令案の概要

信用金庫又は信用金庫連合会の業務範囲等について、別紙「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要」1、2（1）、3、4に準じた改正を行う。